



福岡県医発第 1701 号 (地)
令和元年 9 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

消費税率引き上げに伴う診療報酬改定について
(診療報酬等における消費税の取扱いに係る周知用ポスター)

本年 10 月 1 日からの消費税率引き上げに伴う一部負担金の変更に関する被保険者向けのポスターにつきまして、現在、日本医師会において、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率 8 % に伴うポスターと同様のポスターを作成中であり、出来上がり次第、日医ニュースに折込みで全会員に配布するとのことですが、配布時期が 11 月上旬になる予定とのことであります。

そこで本会といたしましては、令和元年 8 月 29 日付福岡県医発第 1419 号 (地) 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件等について (消費税率引き上げに伴う診療報酬改定関連告示等)」においてご連絡申し上げているとおり、今般、厚生労働省保険局医療課において別添ポスターが作成され、下記に掲載されておりますので、ダウンロード・プリントアウトの上ご活用いただきますようご案内申し上げますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 厚生労働省ホームページ
(URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000547317.pdf>)
- ・ 日本医師会ホームページメンバーズルーム「医療保険」ページ
- ・ 本会ホームページ会員専用「医療保険」ページ
(URL : https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h31.html)

以上

令和元年10月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入に掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 令和元年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金も変わります。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※詳しくは厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。

令和元年 8 月